

## 優良建設工事施工者表彰実施要領

### 1 趣 旨

この要領は、建設業者の施工意欲と建設技術の向上発展に資するため、高知市及び高知市上下水道局が発注した建設工事の施工が優秀な者を表彰することについて必要な事項を定める。

### 2 表彰対象

- (1) 表彰の対象工事は、前年度に発注し完成した請負金額 500 万円以上の工事（継続工事等で複数年にわたるものは、前年度に完成したもの）のうち工事成績が特に優良と認められるもの。
- (2) 表彰の対象者は、当該工事の建設業者、当該工事に従事した現場代理人、当該工事に従事した主任技術者及び監理技術者とする。

### 3 欠格事項

前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象としない。

- (1) 前年度初日から表彰日までの間のいずれかの日を含み高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）の規定に基づく指名停止の措置を受けている者
- (2) その他、表彰することが適当でないと認める者

### 4 推薦の手続

各部署局長は、所掌に係る工事のうち工事成績が特に優良と認められるものについて、優良建設工事推薦調書（以下「推薦調書」という）により優良工事施工者表彰審査会（以下「審査会」という）に推薦するものとする。

### 5 推薦基準

推薦に当たっては次の事項を考慮すること。

- (1) 当該工事の施工技術、環境への配慮、新技術の導入等が他に比し卓抜しているもの
- (2) 当該工事において、施工業者の姿勢、態度が地域住民との関わりにおいて、著しく優れているもの

### 6 選 考

- (1) 審査会は、推薦調書について審査し、表彰に該当すると認められる優良建設工事を選定する。
- (2) 審査会は、会長及び委員をもって組織し、会長は都市建設部長の職にある者をもって充て、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

総務部長 都市建設部副部長(技術) 契約課長 技術監理課長 上下水道局長  
上下水道局次長(技術)

### 7 表彰の方法

表彰は、賞状を贈呈して行う。

### 8 表彰の時期

毎年 7 月又は 8 月

### 9 その他

その他この要領に定めのない事項については、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。